

グローバルな投資環境の整備のあり方に関する意見 —わが国海外投資の法的基盤の整備等に向けて—

【参考資料】

わが国の投資協定・EPA締結状況	
(1) 投資保護を主な目的とする協定	2
(2) 投資自由化を含む協定・EPA	3
(3) 交渉中の投資協定・EPA	4
日系企業海外現地法人数・社会保障協定・租税条約締結状況	5
EPA・投資協定の構成要素	
(1) 投資財産の保護・紛争処理等	6
(2) 投資財産の定義・投資の円滑化	7
(3) 投資自由化/外資参入規制の規律	8
(4) パフォーマンス要求禁止項目の比較	9
わが国企業が直面する課題	10—15

2008年4月15日
(社)日本経済団体連合会

わが国の投資協定/EPA締結状況

(1) 投資保護を主な目的とする協定

- 9カ国と締結
- 締約国による恣意的な収用等の抑止、損害の補償などが期待できる。
- 含まれる規定
 - 投資後の内国民・最恵国待遇
 - 収用の際の補償
 - 送金の自由
 - 投資家対国家の投資仲裁(中国は収用の補償額を巡る紛争に限定)

	署名年月	発効年月
エジプト	1977年1月	1978年1月
スリランカ	1982年3月	1989年8月
中国	1988年8月	1989年5月
トルコ	1992年2月	1993年3月
香港	1997年5月	1997年6月
パキスタン	1998年3月	2002年5月
バングラディシュ	1998年11月	1999年8月
ロシア	1998年11月	2000年5月
モンゴル	2001年2月	2002年3月

わが国の投資協定/EPA締結状況

(2) 投資自由化を含む協定・EPA

- 12カ国と締結
- EPAでは投資章において投資自由化等を規定
- 含まれる規定
 - 投資自由化(出資比率規制など、外資参入規制の撤廃等)
 - 「パフォーマンス要求」禁止等
 - 投資活動の円滑化(法令の公表、パブリックコメント等による透明性の確保)

	署名年月	発効年月
シンガポール(EPA)	2002年1月	2002年11月
韓国(投資協定:BIT)	2002年3月	2003年1月
ベトナム(BIT)	2003年11月	2004年12月
メキシコ(EPA)	2004年9月	2005年4月
マレーシア(EPA)	2005年12月	2006年7月
フィリピン(EPA)	2006年9月	未発効
チリ(EPA)	2007年3月	2007年9月
タイ(EPA)	2007年4月	2007年11月
ブルネイ(EPA)	2007年6月	未発効
カンボジア(BIT)	2007年6月	未発効
インドネシア(EPA)	2007年8月	未発効
ラオス(BIT)	2008年1月	未発効

わが国の投資協定/EPA締結状況

(3) 交渉中の投資協定・EPA

	交渉開始年月	備考
サウジアラビア(BIT)	2006年10月	2007年12月に第5回交渉会合
日中韓(BIT)	2007年3月	2008年3月に第4回交渉会合
ウズベキスタン(BIT)	2008年2月	第1回交渉終了
豪州(EPA)	2007年4月	2008年2月に第4回交渉会合
スイス(EPA)	2007年5月	2008年2月に第5回交渉会合
インド(EPA)	2007年1月	2008年1月に第5回交渉
ベトナム(EPA)	2007年1月	2007年10月に第5回交渉会合

日系企業海外現地法人数・ 社会保障協定・租税条約締結状況

投資協定・EPA締結国、交渉中
通商航海条約等締結国

予備：予備交渉中

国名	社数	社会保障協定	租税条約	国名	社数	社会保障協定	租税条約	国名	社数	社会保障協定	租税条約	国名	社数	社会保障協定	租税条約
中国	4757		○	ロシア	68		○	ペルー	15			ネパール	3		
アメリカ	3367	○	○	スウェーデン	67	予備	○	ナイジェリア	14			クウェート	3		交渉
タイ	1575		○	ケイマン諸島	63			ミャンマー	12			オマーン	3		
香港	1129			スイス	62	予備	○	ギリシア	12			モロッコ	3		
シンガポール	1029		○	ハンガリー	62	予備	○	ルーマニア	11		○	チュニジア	3		
台湾	917			アラブ首長国連邦	54		交渉	エジプト	10		○	タンザニア	3		
イギリス	784	○	○	オーストリア	50		○	リベリア	9			マダガスカル	3		
マレーシア	779		○	南アフリカ	47		○	サイパン	9			モーリシャス	3		
韓国	705	○	○	チリ	43			マカオ	8			パプアニューギニア	3		
インドネシア	681		○	アイルランド	38	予備	○	バングラディシュ	8		○	サモア	3		
ドイツ	632	○	○	ポルトガル	31			ウクライナ	8		○	フィジー	3		○
フィリピン	444		○	アルゼンチン	31			カンボジア	7			ヨルダン	2		
オーストラリア	403	署名	○	デンマーク	28		○	イスラエル	7		○	レバノン	2		
フランス	376	○	○	トルコ	28		○	スロベニア	6			リトアニア	2		
オランダ	354	署名	○	ベネズエラ	25			コスタリカ	5			クロアチア	2		
ベトナム	286		○	グアム	25			エクアドル	5			バハマ	2		
カナダ	269	○	○	バージン諸島	24			モンゴル	4			ジャマイカ	2		
ブラジル	252		○	サウジアラビア	22			ラオス	4			トリニダードトバゴ	2		
メキシコ	218		○	フィンランド	22		○	カザフスタン	4		交渉	ボリビア	2		
インド	216		○	パキスタン	19		署名	バーレーン	4			ガーナ	2		
イタリア	199	交渉	○	スリランカ	19		○	グアテマラ	4			ジンバブエ	2		
スペイン	155	交渉	○	ノルウェー	18		○	エルサルバドル	4			ソロモン諸島	2		
ベルギー	146	○	○	スロバキア	17		○	プエルトリコ	4			パラオ	2		
パナマ	122			コロンビア	17			アンティール	4			グルジア	1		○
ニューージーランド	80		○	バミューダ	16			パラグアイ	4			セルビア	1		
ポーランド	76		○	イラン	15			バヌアツ	4			ブルガリア	1		○
チェコ	76	署名	○	ルクセンブルク	15	予備	○	ブルネイ	3		交渉	エストニア	1		
												モンテネグロ	1		
												ホンジュラス	1		
												バルバドス	1		
												ドミニカ共和国	1		
												アルジェリア	1		
												セネガル	1		
												コートジボワール	1		
												トーゴ	1		
												マリ	1		
												ブルキナファソ	1		
												ニジェール	1		
												カメルーン	1		
												アンゴラ	1		
												エチオピア	1		
												ケニア	1		
												モザンビーク	1		
												レユニオン	1		
												マラウイ	1		
												ザンビア	1		○
												スワジランド	1		
												トンガ	1		
												ニューカレドニア	1		
												米領サモア	1		
												カタール	0		
												ウズベキスタン	0		○
												ウルグアイ	0		

EPA・投資協定の構成要素

(1) 投資財産の保護・紛争処理等

	投資保護を主目的とする協定	日星EPA	日韓投資協定	日越投資協定	日墨EPA	日マレーシアEPA	日フィリピンEPA	日チリEPA	日タイEPA	日カンボジア投資協定	日ブルネイEPA	日インドネシアEPA	日ラオス投資協定
投資後の内国民待遇	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
投資後の最恵国待遇	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
公正衡平待遇	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
国が投資家になした約束の遵守義務(アンブレラ条項)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	○
収用と補償	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
送金の自由	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
紛争処理(国対投資家)	○	○	○	○	○	△(NT・PRを除外)	×(再協議)	○	△(PR、プレを除外)	○	○(プレを除外)	○	○
合同委員会(協定実施に関する討議・見直し等の場)	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ビジネス環境整備委員会	×	×	×	×	○	○	○	○	×	×	○	○	×

NT:内国民待遇(National Treatment)
PR:パフォーマンス要求 プレ:投資前

MFN:最恵国待遇(Most-Favored-Nation)

EPA・投資協定の構成要素

(2) 投資財産の定義・投資の円滑化

	投資保護を主目的とする協定	日星EPA	日韓投資協定	日越投資協定	日墨EPA	日マレーシアEPA	日フィリピンEPA	日チリEPA	日タイEPA	日カンボジア投資協定	日ブルネイEPA	日インドネシアEPA	日ラオス投資協定
投資財産の定義	全ての投資財産	全ての投資財産	全ての投資財産	全ての投資財産	限定列挙(短期貸付・国営企業向け貸付等を除く)	全ての投資財産	全ての投資財産	全ての投資財産	直接投資と関連する等、貿易金融	全ての投資財産	全ての投資財産	ポートフォリオ投資は国内法の要件を満たす必要	全ての投資財産
投資家の入国申請への配慮	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
透明性(法令公表)	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
パブリックコメント努力義務	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×
汚職防止努力義務	×	×	×	×	×	×	○	×	○	○	×	○	○

EPA・投資協定の構成要素

(3) 投資自由化/外資参入規制の規律

	投資保護を主目的とする協定	日星EPA	日韓投資協定	日越投資協定	日墨EPA	日マレーシアEPA	日フィリピンEPA	日チリEPA	日タイEPA	日カンボジア投資協定	日ブルネイEPA	日インドネシアEPA	日ラオス投資協定
投資許可段階の内国民待遇	×	○	○	○	○	○ (ポートフォリオ投資を除く)	○	○	△ (自動車のみ)	○	○	○	○
投資許可段階の最恵国待遇	○	×	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○
パフォーマンス要求の禁止 (最大11項目)(注1)	×	○ (9)	○ (11)	○ (10)	○ (8)	△ (TRIMsの義務を確認)	○ (11)	○ (11)	△ (TRIMs+1)	○ (10)	△ (TRIMsの義務を確認)	○ (9)	○ (7)
留保の方式(ネガティブリストの採用)(注2)	×	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○

TRIMs:WTO 貿易に関連する投資措置に関する協定(Agreement on Trade-Related Investment Measures)

注1: パフォーマンス要求とは、外資参入を認めるにあたり、特定の義務の履行を要求すること。()内は禁止される要求項目数(⇒具体的内容は次頁参照)

注2: ネガティブリストとは、外資参入を原則自由化し、参入を規制する項目を列挙する方式。

注3: ポジ(ポジティブリスト)とは、外資参入を自由化する項目を列挙する方式。

EPA・投資協定の構成要素

(4) パフォーマンス要求禁止項目の比較

	投資保護を主目的とする協定	日星EPA	日韓投資協定	日越投資協定	日墨EPA	日マレーシアEPA	日フィリピンEPA	日チリEPA	日タイEPA	日カンボジア投資協定	日ブルネイEPA	日インドネシアEPA	日ラオス投資協定
規定数	×(規定なし)	○(9)	○(11)	○(10)	○(8)	△(TRIMsの義務を確認)	○(11)	○(8)	△(TRIMsレベル)	○(10)	△(TRIMsの義務を確認)	○(9)	○(7)
輸出要求	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×	○	△(注)
輸出制限★	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	○	×	×
原材料調達要求★	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△(注)
物品・サービスの使用・購入要求★	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
輸出入均衡要求★	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
国内販売制限	×	○	○	○	○	×	○	○	×	○	×	○	○
役員国籍要求	×	×	○	○	○	×	○	○	×	○	×	○	○
自国民雇用要求	×	×	○	×	×	×	○	×	×	△(注)	×	×	△(注)
技術移転要求	×	○	○	○	○	×	○	○	×	○	×	×	△(注)
事業本部要求	×	○	○	○	×	×	○	×	×	○	×	○	○
研究開発要求	×	○	○	○	×	×	○	×	×	○	×	○	○
独占的供給要求	×	○	○	○	○	×	○	○	×	○	×	○	○

注: 留保表において制約あり

TRIMs: WTO 貿易に関連する投資措置に関する協定(Agreement on Trade-Related Investment Measures) ★はTRIMsで規定される項目

わが国企業が直面する課題

2007年10月提言「対外経済戦略の構築と推進を求める」補論より

外資規制 (卸・小売、 物流)	東アジア地域において、小売業の外資規制が障壁となっている。特にインドにおいては、単独資本による投資が認められない。
	中国では2001年のWTO加盟以降、石油卸売・小売市場を外資に開放したが、これら事業の経営要件を定めた「成品油市場管理弁法」により、外資の活動や参入が実質的に制約されている。例：(1)卸売：供給ルートの確保義務・輸入制約(実質的に、中国国内企業に依存せざるをえない。(2)小売：外資比率規制が50%未満。
	東アジア地域において物流事業の外資規制が厳しく、100%の資本参加が許容されない場合には、現地と合併が必要となる。
外資規制 (金融)	ASEANをはじめとするアジア諸国の生保・損害保険市場は、外資規制が厳しい(特にインド、タイ、マレーシア、フィリピン、中国等。インドは26%、タイは25%、中国は50%まで)。インド、タイなど成長性の高い市場ほど、外資に対する出資規制が問題となっている。単独では進出できず提携相手を探す必要がある。
	米国においては、保険事業の規制が州別となっている。銀行、証券業態と同様、保険についても、連邦ベースの監督制度を導入し、州による監督とのいずれかを選択できるようにすることを希望する。
	インドにおいて、外資の証券業に最低資本金規制が存在(内資に適用される1.2百万米ドルの純資産額維持に加え、外資は最低資本金500万米ドルが必要)。ベトナムは証券業の外資持分規制の上限は49%。非上場にも制限があり上限は30%。タイは外資が過半数の証券会社では、引き受け業務とブローカレッジ業務のみ可能。マレーシアは証券業の外資持分規制の上限は49%。
	中国における対内投資規制について。QFII制度(Qualified Foreign Institutional Investors)により、外国人投資家には中国当局から個別の認可が必要となる。極めて限定的な認定であり、各社ごとに投資可能額も決められている。
	台湾では、海外投資家のうち、法人はFINIs(Foreign Institutional Investors)登録が必要。投資金額の上限は設定されていない。個人の場合には、投資上限が5百万米ドルまでとされている。国内決済制度保護の観点から、T+1決済(受渡)をフェイルすると3年間取引禁止となる。
	ベトナムでは、海外投資家は当局に登録し、IDを取得する必要がある。IDの取得には、現地のカस्टディアン銀行を指定する必要がある。海外投資家は、取引するローカル証券会社を一家に限定される。
	東アジアにおいて証券業を営む上での阻害要因として、海外における投資に対する規制があり、台湾、韓国で為替管理規制が厳格である。例えば、オフショアでの為替取引も禁止されており、通貨スワップや他のデリバティブ取引でも、通貨が関連する取引には規制がある。国内投資に対する規制に関しては、ローカル通貨を利用する金融商品の組成や取引への規制がある。
	インドにおいては、既にインド企業との間に合併会社や技術提携、商標使用契約などを持つ外資企業が、新たな合併設立や技術提携を行なう場合に、外国投資促進委員会の事前許可と既存のパートナー・インド企業から同意書の取得が義務付けられる。既存合併に参加しているインド企業が、新たな合併相手となる別のインド企業への対抗上、同意書を出し渋る事例が出ており、対インドで事業投資を計画する上での実質的障害になっている。
その他 外資規制	

わが国企業が直面する課題

2007年10月提言「対外経済戦略の構築と推進を求める」補論より

その他 外資規制等	インドにおいては、外国企業の優先株取得に関する規制がある。外国企業が議決権を持たない優先株に出資、取得する場合に、B/S上で資本ではなく負債に計上し、かつインドの海外商業借入(ECB)規則の遵守を求めている。ECBでは、外国企業が貸付元になる場合の資格・要件を厳しく制限しており、外国の一般企業(非金融)が出資者になることが実質的に難しくなる可能性がある。
	中国において、90年代後半から維持されて来た加工貿易免税制度(再輸出に関する非課税制度)を撤廃する動きが出ている。現地進出を進めてきた日系製造業には、急激かつ著しい経営環境の悪化となり得る。
行政手続・ 透明性等	中国においてQFII免許(外国人投資家としての認可)を取得するにあたっては、当局に何度も足を運びプレゼンを繰り返し、半年以上の時間を要するなど、非常に困難があった。
	インドでは、海外投資家は当局による個別の認可が必要となる。認可取得までの手続きに要する時間が非常に長く、適格要件も不明確である。韓国では、外国人による投資には登録が必要。
	東アジアにおいては、金融関連規制の不透明性が問題である。例えば、認可業務として細かいライセンスが多く設けられ、限定列挙される。法令整備は各国とも急速に進んでいるが、ガイドライン等の公布が遅れることが多い。
税制等	二重課税の回避、移転価格税制問題解決に向けて、租税条約、EPA等による相互協議の円滑化、国際的な紛争解決のためのルール整備が重要な課題。二重課税は投資意欲や輸出意欲の減退につながる。
	日インド租税条約におけるソフトウェア開発役務税の撤廃が必要。インドにおいては、ソフトウェアのオフショア開発を委託する際、日インド租税条約に基づき源泉徴収が行われる。2006年の条約改正により、税額は20%から10%に引き下げられたが、こうした税が発生するのはインドのみである。米国企業の場合は、米インド租税条約に基づき課税は行われず、日本企業にとって不利である。
	タイにおける国内価格統制制度が現地進出企業のコストを圧迫している。足元の原資材高騰で現地合弁企業の輸入調達価格が上昇しているにもかかわらず、最終製品価格を抑え込む統制制度の為に実質的に合弁企業が内部で価格上昇分を吸収せざるをえない。
基準・規格	タイ国内でエンジン油(潤滑油)を販売する場合、現状は、米国規格(API=American Petroleum Institute)に合致することが必要。問題は、日本車がタイでは趨勢にもかかわらず、日本車に適合した日本規格がタイでは認められていない。タイにおいては、建設に使用する鋼材、材料の基準についても、JIS規格が認められることを希望する。
	機械(圧力容器等)の設計基準、溶接工等の資格の国際的な統一等が必要。
	中国において、独自規格(第三世代携帯電話、無線LAN、次世代DVD等)を定める動きがある。規格形成プロセスの透明化、仕様の明確化、国際標準の採用または国際標準に沿った国内規格化が必要である。
	欧州において化学物質規制(REACH)が施行されることになったが、不明確な点も多く、懸念が大きい。

わが国企業が直面する課題

2007年10月提言「対外経済戦略の構築と推進を求める」補論より

その他規制	<p>グローバルな競争条件の平等化の観点から、各国の制度のイコールフットイング(独禁法等競争政策・M&A制度、環境法制等)が必要。</p>
	<p>グローバルな規模で、政府調達市場の開放と透明性の確保が望まれる。特に豪州は政府調達協定に加盟していない。政府調達市場としては北米に関心が高いが、米国は加盟国であるものの州によって参入障壁がある。海上輸送にも米国籍の船舶の利用が求められる。</p>
	<p>米国国家安全保障計画(NISP)における「機密情報取り扱い」の認定要件の緩和が必要である。米国では、機密情報を扱う連邦政府の機関(国防総省ほか23省庁)において、NISP(National Security Program)が実施され、民間企業に対する事業参加や情報公開に制限が設けられている。NISP対象事業に民間企業が参加するためには、「機密情報取り扱い」の認定が必要であり、海外企業には「ボードメンバー全員が米国民」であることが要求される。これを日本企業が満たすことは事実上無理であり、国籍要件はボードメンバーの一部でよいとするなど、要件の緩和が望まれる。</p>
	<p>著作権補償金制度(欧州)の廃止を求める。ドイツにおいては、1965年より、機器や記憶媒体の製造者から補償金を徴収して権利者に分配する制度が実施され、カセットレコーダー、CD記憶媒体、ブランクのCDなどが対象となった。2000年、パソコン、ハードディスクにも補償金を賦課する方針が決定され、著作権団体からの一方的な通知により、1台あたり12ユーロが課されることとされた。この点の違法性を争うべく、欧州内で訴訟を開始したが、下級審では敗訴し上告している。上級審でも敗訴すれば、2002年まで遡及して年間100万台の販売につき12ユーロという巨額の支払い義務が発生する。この問題は欧州全体だけでなく、日本を含め各国に影響を及ぼしつつある。</p>
	<p>食品輸入における安定供給・安全性の確保の両立が課題となっている。2006年5月より食品衛生法に基づき、食品中に残留する農薬、飼料、飼料添加物、動物用医薬品につき、一定の残留値を超える食品を販売・流通することを禁止するポジティブリスト制が導入された。しかし、毒性物質を含んだBSEや、中国から品質・安全性に問題のある品目が輸入されるなど、円滑な輸入の確保に向けて課題は多い。</p>
	<p>EUや米国の独禁法において、一定の域外の企業同士の合併等についても事前許可ないし事後審査が必要とされているが、域外適用を明記した中国の独禁法において、その運用を踏襲する懸念がある。これに対処するためには、EPAの枠組において、通商の問題に限らず、独禁法といった課題に関しても政策調整を図る必要がある。</p>
	<p>日本において米国の証券法が適用されている。日本において日本企業同士が株式交換を行う場合、米国市場に上場されていなくても、一人でも米国に株主が存在すれば、米国に届け出る必要がある。株主が10%未満の場合、簡易の届出、10%以上は事前の登録が必要となる。日本では米国企業同士の合併に同様の義務は課していない。</p>

わが国企業が直面する課題

2007年10月提言「対外経済戦略の構築と推進を求める」補論より

知的財産権	<p>有効期限切れの模倣品に関しては、多くの先進国で実施されているように、不正競争防止法に基づく対応が必要。</p>
	<p>知的財産権侵害物品に関しては、輸入時だけでなく輸出時にも一定の対応が必要である。ブラジル、パナマ、中東、アフリカ等に流通している例が発見されている。中国においては、模倣品が通関において発見されても、輸出先等の情報については中国当局から開示されない。また、メキシコはOECD諸国で唯一、税関が国内法に基づいて知的財産権侵害物品を差し止める権限を有していない。</p>
	<p>模倣品の流通防止には、危険性に関するPRの促進も重要である。例えば、自動車のボンネットの模倣などは、事故の際に人命にかかわる問題となりうる。</p>
	<p>途上国政府・国民の権利侵害の違法性等の認識の向上に向けて、取り組みが必要である。例えば、インド・ブラジル等において、ロイヤリティの支払いが円滑に行われないケースがある。また、ロイヤリティ支払いには、工業相・中央銀行の許可が必要となっている場合があり、そうした制度がロイヤリティの回収の障害となっている。</p>
	<p>今後、インターネットを通じた模倣品の販売も増加すると思われることから、インターネットの販売業者に対する模倣品販売の摘発への協力に依頼することについても検討が必要となる。</p>
	<p>模倣品は日本以外で販売されるケースが圧倒的であることから、海外政府との取締り等の連携強化や模倣品・海賊版に関する条約の締結推進など、世界的枠組での解決の推進が重要である。</p>
	<p>意匠に関しては、スタイル全体が類似していれば国内裁判所に提訴できるが、例えば自動車のテールランプの形状など、部分(パーツ)ごとの意匠の権利を認める制度がない。部分意匠制度の導入を検討すべき。</p>

わが国企業が直面する課題

2007年10月提言「対外経済戦略の構築と推進を求める」補論より

人の移動	<p>グローバルな規模で迅速な人員配置を可能とするため、各国におけるビザ取得の迅速化が必要である。</p>
	<p>英語圏以外の国においては、高度な能力を有し当該国の言語を理解する人材を現地で採用することが必要となっている。高度な人材を確保するためには、そうした人材が魅力を感じるグローバルなキャリア形成を可能とする必要があり、日本と他国との間の二国間だけでなく、第三国間の人の移動を円滑化することの重要性が増している。外国の銀行では、IT関連の専門家をインドで採用し、24時間以内にビザを取得した上で、直後にシンガポールで就労させるなど、グローバルな人事異動を実現しているようである。</p>
資源・エネルギー	<p>価格の高止まりを背景に、一部の資源産出国に資源の囲い込み、いわゆる資源ナショナリズムの動きが顕著となっている。ベネズエラやボリビア、ロシアといった国では上流権益の国有化、あるいは外資の上流参入が厳格化され、こうした動きの中、上流事業に外資参入を認めていない石油は埋蔵量ベースで世界の70%程度である。</p>
	<p>資源の安定供給確保には、資源国とのEPAや首脳外交を含めた官民一体となった関係強化が重要である。最近のわが国政府の取り組みにおいては、経済界が同行するミッションや資金面での支援が充実するなど、政府の資源外交や民間に対する支援体制は強化されており、今後とも継続した取り組みを期待する。</p>
	<p>EPAの資源・エネルギー章には輸出税の制限を盛り込むべきである。WTOにおいて必ずしも違法とはいえないケースがあるので、中国などの輸出税による資源の囲い込みについては、EPA等、個別の協定で対応する必要がある。また、加盟約束等WTOルールに違反する場合には、紛争解決手続きの活用も視野に働きかける必要がある。</p>

わが国企業が直面する課題

2007年10月提言「対外経済戦略の構築と推進を求める」補論より

貿易ルールの履行確保 ・ 不公正貿易措置の是正

欧州においてITA対象品目として関税がゼロとされるIT製品に対して課税する動きが顕著である。96年のITA憲章の目的は、パソコンに接続する周辺機器の関税をゼロとし、IT製品を世界に普及させることであった。パソコンは多国籍にまたがる部品で構成され、世界各国から部品を融通しあう生産システムが採用されている。ITAにより、多くの国の生産者がウインウインの関係を構築することができ、ユーザー側にとっても接続コストが逡減する。しかし、EUIは、モニターをパソコンに接続し、DVDの信号を送ることが可能となれば、モニターはIT製品でなくビデオモニターに分類すべきと主張するようになった。ウインドウズビスタを搭載するためには、パソコンにDVD信号を受信する機能等を付加することがメーカーに求められており、この点が深刻な問題になっている。また、将来的には、ワンセグによりTVが受信できる携帯電話がTVに、音楽が再生できる携帯電話がオーディオに分類されるといった事態が生じる可能性もある。

将来的に、中国からの輸出が急増することが見込まれる中、他国で中国製品の輸入急増被害に対する貿易救済措置の発動により、日本製品が巻き添えとなる可能性が高く、アンチ・ダンピング等のルールの厳格な運用の確保、WTOルール交渉の推進が望まれる。例えば、米国のアンチ・ダンピング制度においては、一定の場合、複数国からの輸入による国内産業への影響が義務的に累積評価される。そのため、中国から米国への輸出が急増した場合、日本からの輸出も調査対象に含まれる懸念がある。また、セーフガードについてはそもそも対象国を特定した発動がみとめられていないが、日本も中国と同様の製品を輸出している。

アンチ・ダンピング調査は、措置が結果的に発動されなくても、調査への対応に割かれる人員、コストは膨大である。日本においてアンチ・ダンピング措置が発動しにくく、欧米では発動しやすいというアンバランスがあることは問題である。